

特別養護老人ホーム さつき荘

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

利用料金表

(単位)

	サービス費(単位)	理美容代	理美容師によるサービス 1回あたり2,000円
	多床室		
要支援1	451/日	日用品費	ご利用者からの依頼により購入する日用品については実費でいただきます。
要支援2	561/日		
要介護1	603/日		
要介護2	672/日	教養娯楽費	レクリエーション・クラブ活動の材料・活動費等を実費でいただきます。
要介護3	745/日		
要介護4	815/日		
要介護5	884/日		
< 加算分 > ※該当する方みの加算となります。			
送迎加算(片道)	184	※事業実施地域以外の送迎には1kmあたり30円がかかります。 (事業実施地域:鹿沼市・宇都宮市・栃木市(旧西方町に限る))	
機能訓練体制加算	12		
療養食加算	8	1日3食を限度とし、1食を1回単位とする。	
夜勤職員配置加算(I)	13		
サービス提供体制強化加算(I)	22	人員配置により変更になります。	
緊急短期入所受入加算	90	開始日から起算して原則7日を限度とする。やむを得ない事情がある場合は14日を限度とする。	
若年性認知症利用者受入加算	120		
認知症緊急対応加算	200		
在宅中重度者受入加算	425	夜間看護体制加算を算定していない場合。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日	事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1を減算。	
業務継続計画未策定減算	1%/日	事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の1を減算。	

- ※ 長期利用の適正化 :連続30日を超えての入所は1日▲30単位となります。連続60日を超えても同減算となります。
:要支援1は要介護1の100分の75、要支援2は要介護1の100分の93に相当する単位数を算定する。
- ※ 地域区分(7級地) 1単位=10、17円で算出された料金が介護保険の給付額となり、その1割が自己負担となります。
- ※ サービス費は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合でのお支払いとなります。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(I):介護職員の賃金の改善等を実施している事業所。職員体制、職場環境等要件、情報公開を実施している事業所。介護職員等の処遇改善に資する費用として、職員の定着率の向上とサービスの質を維持する事業所である場合所定単位数に加算率(14.0%)を乗じた単位数で算定します。

(単位:円 / 日額)

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費	多床室	0	430	430	430	950
食費		300	600	1000	1300	1600

※(朝食代)350 (昼食代)670 (夕食代)580

当日になって利用の中止の
申し出をされた場合

(取消料)

但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時30分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後5時30分までに申し出がなかった場合	食費相当分 1,600円

お問い合わせ

さつき荘 短期入所生活介護 電話 0289-76-2959